

28京LP第49号  
平成29年1月31日

会員事業所 各位

(一社) 京都府LPガス協会  
会長 小中達磨

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行  
規則第132条による報告について

平素は、当協会運営に格別のご理解・ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第132条により、毎事業年度経過後3ヶ月以内に液化石油ガス販売事業所ごとに登録及び保安機関の認定申請をした知事に対して、報告をする義務がございます。

つきましては、別添報告用紙に必要事項を記入いただき、下記要領にて京都府宛（郵送又は持参でFAXは不可）ご提出いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 報告期限 事業年度経過後3ヶ月以内
2. 提出先 〒602-8570（住所記載不要）  
京都府府民生活部 災害対策課 産業保安担当  
TEL 075（414）4470
3. 提出書類 『液化石油ガス販売事業報告』（新様式）  
『保安業務実施状況報告』（新様式）

以上

液化石油ガス販売事業報告

京都府知事 山田啓二 様

氏名又は名称及び  
法人にあつては  
その代表者の氏名

㊤

住 所

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第132条の規定により報告します。

1. 報告する事業年度の期間 年 月 日から 年 月 日  
 2. 販売する一般消費者等の数及び保安業務の委託状況 ( 営業所)

販売する一般消費者等の数	戸
--------------	---

保安業務の委託状況 保安業務区分	委託先の保安機関の名称 及び認定番号	委託している 一般消費者等の数
1. 供給開始時点検・調査		戸
2. 容器交換時等供給設備点検		戸
3. 定期供給設備点検		戸
4. 定期消費設備調査		戸
5. 周知		戸
6. 緊急時対応		戸
7. 緊急時連絡		戸

保安業務実施状況報告

京都府知事 殿

氏名又は名称及び  
法人にあってはその  
代表者の氏名

認定番号

住 所

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第132条の規定により報告します。

1. 報告する事業年度の期間 年 月 日から 年 月 日

2. 保安業務実施状況

事業所の名称

事業所の所在地

保安業務資格者の数

人 (うち、保安業務に係る技術的能力の基準等の細目を定める告示(平成9年  
通商産業省告示第122号)第2条第1号又は第2号に規定する数 人)

保安業務の区分	保安業務に係る一般消費者等の数		
	保安業務計画書に記載した数	保安業務を行うべき数	当該事業年度に保安業務を実施した数
1. 供給開始時点検・調査	戸	戸( 戸)	戸( 戸) うち再調査 戸( 戸)
2. 容器交換時等供給設備点検	戸	戸( 戸)	戸( 戸)
3. 定期供給設備点検	戸	戸( 戸)	戸( 戸) うち拒否数 戸( 戸)
4. 定期消費設備調査	戸	戸( 戸)	当年調査 戸( 戸)
	戸	戸( 戸)	うち完了数 戸( 戸)
	戸	戸( 戸)	拒否数 戸( 戸)
	戸	戸( 戸)	不在数 戸( 戸)
	戸	戸( 戸)	当年再調査 戸( 戸)
	戸	戸( 戸)	うち完了数 戸( 戸)
	戸	戸( 戸)	拒否数 戸( 戸)
5. 周知	戸	戸( 戸)	不在数 戸( 戸)
6. 緊急時対応	戸	戸( 戸)	戸( 戸)
7. 緊急時連絡	戸	戸( 戸)	戸( 戸)

3. 役員又は構成員の変更の内容

変更の内容

(備考) 1 定期消費設備調査の「当該事業年度に保安業務を実施した数」の欄における「不在数」には、調査又は再調査のために3回以上訪問したが、不在で調査又は再調査が実施できない一般消費者等の数を記載すること。

2 「保安業務を行うべき数」の欄及び「当該事業年度に保安業務を実施した数」の欄における括弧内には、他の液化石油ガス販売事業者から受託した保安業務に係る一般消費者等の数を記載すること。

3 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。